

# 自主点検シート（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年      月      日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>I 基本方針</b>							
I	基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとなっているか。	条例266条	運営規程 重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(介護予防)	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。	予防条例255条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>II 人員</b>							
2	福祉用具専門相談員等の員数	<p>福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上となっているか。</p> <p>→ 下記の数値を記載してください。</p> <p>① 全福祉用具専門相談員の4週又は1ヶ月間の勤務時間合計 ( ) 時間</p> <p>② 常勤職員の4週又は1ヶ月の通常勤務すべき時間 ( ) 時間</p> <p>③ ①÷②の値 (小数点以下第2位切り捨て) ( )</p>	<p>条例第267条 規則108条 予防条例第256条 予防規則109条</p>	<p>勤務表 サービス提供記録 職員名簿、雇用契約書 資格を確認する書類 就業規則 賃金台帳等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>福祉用具専門相談員は必要な要件を満たしているか。</p> <p><input type="checkbox"/>保健師 <input type="checkbox"/>看護師又は准看護師 <input type="checkbox"/>理学療法士 <input type="checkbox"/>作業療法士 <input type="checkbox"/>社会福祉士 <input type="checkbox"/>介護福祉士 <input type="checkbox"/>義肢装具士 <input type="checkbox"/>都道府県知事が指定する講習課程修了者 (福祉用具専門相談員指定講習)</p> <p>※同一の事業所において、次の事業の指定を併せて受け、かつ、一体的に運営されている場合は、常勤換算で2以上の福祉用具専門相談員を配置すれば、これらの指定に係るすべての人員基準を満たすものとみなす。</p> <p>・福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>介護保険法施行令第4条第1項</p> <p>条例第267条 規則108条 予防条例第256条 予防規則109条</p>	<p>資格種免許証 講習会修了証明書 職員履歴書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	管理者	<p>常勤・専従の管理者を置いているか。</p> <p>(管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務可能)</p> <p>→ 次の事項について記載してください。</p> <p>・兼務の有無 (有・無)</p> <p>・当該事業所内での福祉用具専門相談員との兼務 (有・無)</p> <p>・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名</p> <p>事業所名： ( )</p> <p>職種名： ( )</p>	<p>条例第268条 予防条例第257条</p>	<p>勤務表</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 設備基準</b>							
4	設備及び備品等	<p>事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を有し、必要な設備・備品等を備えているか。また、購入申込の受付、相談等の対応に適切なスペースを確保しているか。</p>	<p>条例第269条 予防条例第258条</p>	<p>運営規程 設備 備品台帳</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>Ⅲ 運営基準</b>							
5	内容及び手続の説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項	条例第276条（第9条準用） 規則第113条（第4条準用） 予防条例第263条（第51条の2準用） 予防規則第113条（第15条の2準用）	重要事項説明書 利用申込書(契約書等) 同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	条例第276条（第10条準用） 予防条例第263条（第51条の3準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	条例第276条（第11条準用） 予防条例第263条（第51条の4準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第276条（第12条準用） 予防条例第263条（第51条の5準用）	利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見に配慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請の有無を確認し、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第276条（第13条準用） 予防条例第263条（第51条の5準用）	利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況や他のサービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例第276条（第14条準用） 予防条例第263条（第51条の7準用）	利用者に関する記録 サービス担当者会議の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	居宅介護支援事業者等との連携	指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第276条（第15条準用） 予防条例第263条（第51条の8準用）	情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定特定福祉用具販売の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。		利用者に関する記録 指導、連絡等の記録 終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	条例第276条（第17条準用） 予防条例第263条（第51条の10準用）	居宅サービス計画書 特定福祉用具販売計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っているか。	条例第276条（第18条準用） 予防条例第263条（第51条の11準用）	居宅サービス計画書 サービス提供票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導しているか。	条例第276条（第19条準用） 予防条例第263条（第51条の12準用）	身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供しているか。	条例第270条 予防条例第259条	サービス提供票・別表 業務日誌 居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
16 販売費用の額等の受領	特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けているか。	条例第271条 規則第109条 予防条例260条 予防規則110条	サービス提供票、別表 領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けているか。 ①通常の事業の実施地域外でサービス提供を行う場合の交通費 ②特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用		重要事項説明書 運営規程 サービス提供票、別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ているか。		領収書控 重要事項説明書 運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。		同意に関する記録 車両運行日誌 領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 保険給付の申請に必要な書類の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる書面を利用者に交付しているか。 ①指定特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目・品目の名称及び販売額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ②領収書 ③当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面	条例272条 規則110条 予防条例261条 予防規則111条	証明書控 領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し計画的に行われているか。	条例276条 (第254条準用)	・ 居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		・ 自己評価基準等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 (指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	予防条例264条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識してサービスの提供を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
20 指定特定福祉用具販売の具 体的取扱方針	<p>特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じているか。 （予防の場合：特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。）</p>	<p>条例第273条 規則第111条 予防条例265条 予防規則第114条</p>	<p>特定福祉用具販売計画書 使用説明書 相談に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、利用者に対し同意を得ているか。  「対象福祉用具」（※）については、利用者が貸与か販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、選択に当たっての情報を提供するとともに、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者その他関係者の意見及び利用者の身体の状況を踏まえ、提案をしているか。  （※）固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助杖（松葉づえを除く）</p>		<p>同意に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っているか。</p>		<p>点検に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p>		<p>使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等に関する記録 取扱説明書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>「対象福祉用具」について、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。</p>		<p>福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録 点検に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p>		<p>身体的拘束等に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>		<p>身体的拘束等に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じているか。</p>		<p>居宅サービス計画書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
21 特定福祉用具販売計画の作成	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容（介護予防特定福祉用具販売の場合、加えてサービスの提供を行う期間）等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。	条例第274条 予防条例266条	特定福祉用具販売計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具サービス計画に最低限必要と考えられる記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）</li> <li>・ 福祉用具が必要な理由</li> <li>・ 福祉用具の利用目標</li> <li>・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由</li> <li>・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）</li> </ul>					
	特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	条例第274条 予防条例266条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際は、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「対象福祉用具」について、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況の確認を行っているか。  居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めているか。 ※介護予防サービスにおいても同様	平11老企25 第3-3(14)⑥ 第4三2(2)⑥		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例276条 (第27条準用) 規則113条 (第7条準用) 予防条例263条 (第52条の3準用) 予防規則113条 (第16条の2準用)	市町村に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われているか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例276条 (第56条準用) 予防条例263条 (第54条準用)	組織図、組織規程 運営規程 職務分担表 業務報告書・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
24	運営規程	<p>指定特定福祉用具販売事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項</p>	<p>条例276条 (第257条準用) 予防条例第263条 (第243条準用) 予防規則103条</p>	<p>運営規程 指定申請及び変更届写</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	勤務体制の確保等	<p>利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めているか。</p>	<p>条例第276条 (第108条第1項、第2項、第4項準用) 予防条例第263条 (第121条の2第1項、第2項、第4項準用)</p>	<p>就業規則 運営規程 雇用契約書 勤務表 (原則として月ごと)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>利用者のサービス利用に直接影響を及ぼす業務について、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。</p>		<p>・業務委託契約書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(カスタマーハラスメントを含む。R8.10月義務化予定)</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	業務継続計画の策定等	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>(策定日 年 月 日)</p> <p>業務継続計画に記載する項目</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>    a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>    b 初動対応</p> <p>    c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>    a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>    b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>    c 他施設及び地域との連携</p> <p>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第276条 (第32条の2準用) 予防条例第253条 (第55条の2の準用)</p>	<p>・業務継続計画</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施しているか。</p> <p>研修実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)</p> <p>訓練実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)</p>		<p>・研修記録 ・訓練記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
27	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	福祉用具専門相談員の資質の向上のため、特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	条例第276条 (第258条準用) 予防条例263条 (第244条準用)	・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	特定福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱っているか。	条例276条 (第259条準用) 予防条例253条 (第245条準用)	・目録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。		・議事録等 ・職員へ周知したことを確認できる資料等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことを含む。をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 開催日（      年      月      日）（前年度） （      年      月      日）（前年度） （      年      月      日）（今年度） （      年      月      日）（今年度） ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 （作成日      年      月      日） 指針に盛り込む項目 平常時の対策 ・事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 発生時の対応 ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等、関係機関への連絡体制 ③当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。 研修実施日    年      月      日（前年度） 年      月      日（今年度） 訓練実施日    年      月      日（前年度） 年      月      日（今年度）			感染症の予防及びまん延防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	重要事項の掲示及び目録の備え付け	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。また、ウェブサイトに掲載しているか。	条例第276条 (第261条準用) 予防条例263条 (第247条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
31	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例276条 (第35条準用) 予防条例263条 (第55条の5準用)	就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例276条 (第36条準用) 予防条例263条 (第55条の6準用)	広告物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例276条(第37条準用)、予防条例第263条(第55条の7準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けているか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。  苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第276条(第38条準用)、予防条例第263条(第55条の8準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・苦情対応マニュアル</li> <li>・苦情に対する対応結果記録</li> <li>・指導等に関する改善記録</li> <li>・市町村への報告記録</li> <li>・国保連からの指導に対する改善記録</li> <li>・国保連への報告書</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	地域との連携等	事業の運営に当たって、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第276条(第39条準用) 予防条例263条(第55条の9準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定特定福祉用具販売事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 また、事故の状況や措置について記録しているか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備しているか。 →前年度の事故事例の有無 : 有 ・ 無	条例第276条 (第40条準用) 予防条例第263条 (第55条の10準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故対応マニュアル</li> <li>・事故に関する記録</li> <li>・事故発生報告書</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっているか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしているか。 →損害賠償保険への加入 : 有 ・ 無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
37 虐待の防止	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に（年1回以上）開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底しているか。  (開催日) 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)	条例第276条 (第40条の2準用) 規則第9条の3 予防条例第263条 (第55条の10の2準用) 予防規則第17条の3	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (作成日 年 月 日) 指針に盛り込む項目 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		・虐待の防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。  研修実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)		・研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  担当者氏名 ( )		・担当がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38 会計の区分	事業所ごとの経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例第276条 (第41条準用) 予防条例第263条 (第55条の11準用)	・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録（書面又は電磁的記録）を整備しているか。	条例第275条 規則第112条 予防条例262条 予防規則第112条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録（書面又は電磁的記録）を整備し、その完結の日（利用者との契約終了によりサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ①特定福祉用具販売計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録		・特定福祉用具販売計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>V 変更の届出等</b>							
40	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。	介護保険法 第75条 第1項 第115条の5 第1項	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第63号）

規則：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第18号）

予防条例：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第64号）

予防規則：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県条例第19号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）